# 第 11 章 お金にまつわるトラブル

## チャレンジ（解答付き）

（1） 自分の持っているキャッシュレス決済手段について、それぞれ②～⑤のうちどの類型にあたるか、約款、利用規約などを確認して、整理してみよう。

【解答】

自分が普段使用しているキャッシュレス決済がどのようなしくみなのかについて意識することは少ない。約款や利用規約を確認することもほとんどないであろう。（3）同様、もし決済を使用する上でトラブルがおこったときや不正使用などで困ったときにどのような手段があるのか、連絡先なども含め、確認しておこう。

（2） キャッシュレス決済における「ポイント」の扱いは、法律上、どうなっているだろうか。資金決済法など関連する法律を調べてみよう。

【解答】

キャッシュレス決済において付与されるポイントは多くの場合無償であり、その場合は資金決済法の適用はない。ただし、対価を得て付与されるポイント（有償ポイント）がある場合には、無償ポイントも含めて資金決済法上の「前払式支払手段」となり、発行者は資金決済法 13 条の利用者保護措置義務、同 14 条の供託義務など、ポイント保有者保護のための様々な義務を負うこととなる。

また、無償ポイントの場合であっても、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の規制には注意しなければならない。そのポイントが次回以降の自社の商品の買い物の割引に使えるというだけであれば「値引と認められる経済上の利益」であり景品表示法上の景品類にはあたらないが、例えば他社ポイントとの交換ができ、かつ値引き額も異なる場合などには景品表示法の「総付景品」としての規制を受ける場合もあるので、留意が必要である。

（3） 自分の持っているクレジットカードの国際ブランド、イシュアー（カード発行会社）、アクワイアラー（加盟店契約会社）はどこだろうか。また、カードの不正利用や紛失などのトラブルが発覚した場合には、誰に対して、どのような手続をとるべきだろうか。約款、利用規約などを確認して、調べてみよう。

【解答】

自身がクレジットカードを利用する場合、JCB や VISA などの国際ブランドは意識していても、イシュアーがどこか、あるいはアクワイアラーがどこかを把握している人は少ないであろう。イシュアーは比較的簡単に判明する。約款や利用規約、カードの裏面やカード利用明細などからわかる。つまり、クレジットカードを発行して、あなたにカード利用代金を請求しているのが、イシュアーである。これに対して、アクワイアラーは、イシュアーと一致している場合（オンアス取引。ＪＣＢカードなど）でない限り、個々のカードの取引ごとに変わり、イシュアーとは一致しない（オフアス取引）。最も簡単な見分け方は、カード利用伝票をみて、カード会社としてイシュアーとは異なる会社が表示されている場合には、これがアクワイアラーである。

（１）同様、利用規約をみて、カードの不正利用や紛失などの際にどうすればよいかをあらかじめ確認しておくことは有用である。例えば、各社には、クレジットカードの不正利用の場合に申告から遡って６０日までの利用について補償されるという規約があり、期間制限があることを知っていれば、まさかのときにも落ち着いて申告をするという手段がとれるであろう。困ってから調べても正しい方法がわからず、焦ってかえって誤った手段をとってしまい、傷口を広げてしまうおそれもある。

（4） 50 万円を年利 18% で借り入れ、元利定額残高スライドリボルビング払い（30 万円以上は毎月 15,000 円、20～30 万円は毎月 10,000 円、10～20 万円は毎月 6,000 円、10 万円未満は毎月 3,000 円の元利定額払い）で返済した場合、返済期間と総返済額はいくらになるか。表計算ソフトで計算してみよう。

【解答】

表計算ソフトであれば、このようなリボ払いの場合の元利の支払いについては比較的簡単に計算することができる。なお、年利 18%は現在の貸金業法の上限金利（元本 10 万円以上 100 万円未満）である。

リボ払いは毎月定額を支払うことで、シンプルにみえる。また、分割払いと異なり、一回一回の返済額は少なく、負担感が小さいように思える。しかしながら、これは支払期間の長期化と支払利息の高額化を招くことになる。そう、これは、本書第 8 章でも紹介した「リスク先送り」のしくみである。

また、残高スライド方式（残高に応じて支払額が減少する）も、一見して、負担が少なくなり、なんとなく、うれしい感じもする。しかしながら、これもやはり支払期間を長期化させ、利息を高額化させる要因なのである。

リボ払いが、見た目に反して、いかに家計に深刻な影響を与えるかを体感していただきたい、というのが本問の目的である。

## サイトリンク集

〔関連法令〕

● 割賦販売法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000159

● 資金決済に関する法律

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/421AC0000000059

● 貸金業法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/358AC1000000032

● 利息制限法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/329AC0000000100

● 破産法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/416AC0000000075

● 民事再生法

→ https://laws.e-gov.go.jp/law/411AC0000000225

〔199 頁・脚注 3〕

● 経済産業省ウェブサイト、ニュースリリース「2023 年のキャッシュレス決済比率を算出しました」(2024 年 3 月)

→ https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240329006/20240329006.html

〔208 頁・脚注 11〕

● 公益社団法人リース事業協会「小口リース取引に係る自主規制規則」

→ https://www.leasing.or.jp/leases/docs/20250122.pdf

〔211 頁・脚注 12〕

● 金融庁／消費者庁／厚生労働省（自殺対策推進室）／法務省「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向 」(2024 年 10 月 9 日)

→ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai/dai22/siryou.html

〔212 頁・脚注 13〕

● 一般社団法人全国銀行協会「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」

→ https://www.zenginkyo.or.jp/news/2017/n7671/

〔217 頁・脚注 19〕

● 「大量広告事務所による債務整理二次被害対策全国会議」

→ https://www.saimunijihigai.net